

住吉区制 100 周年記念すみよし区民まつり(第 51 回) 舞台出演者申込書

必要事項をご記入のうえ、持参、郵送よりお申込みください。《団体・個人問わず、複数応募は不可》

○すみよし区民まつり当日の運営サポートへのご協力をお願いします

(駐輪場案内や誘導・ごみステーション・水まき大作戦・ボランティアサポートなど)

当日の運営サポートの可否 はい ⇒ 人数()人 / いいえ

1. 出演希望内容

出演場所 (希望に○印)	① メインステージ(雨天中止) ② サブステージ(雨天決行)
出演可能時間帯	募集要項の当日スケジュールを確認いただき、出演を希望する番号をすべて記入ください。

2. 出演者情報

ふりがな	住吉区に 在住 ・ 在勤 ・ 在学
団体/グループ/個人名	例)メンバーが在住等
発表するジャンル	☐ 歌 ☐ 楽器演奏 ☐ ダンス(ジャンル:) ☐ その他()
出演者の世代	幼稚園・小学生・中学生・高校生・大学生 20代・30代・40代・50代・60代・70代～

3. 代表者情報

ふりがな	ふりがな
代表者氏名 ※年齢()	住所(〒 -)
携帯電話	メール

4. 責任者情報(代表者と同じ場合は ☐ チェックしてください)

ふりがな	ふりがな
責任者氏名 ※年齢()	住所(〒 -)
携帯電話	メール

※年齢については、区民まつり開催当日(令和7年10月25日)時点をご記載ください。

※提供いただいた個人情報は出演者への連絡先として、また出演に関する案内を送付する場合などに取り扱います。

「問合せ先」

(一財)大阪市コミュニティ協会 住吉区支部協議会
〒558-0042 大阪市住吉区殿辻 1-3-14 リベルテコーポ保澤 102 号
TEL 090-6601-5390 Mail maturisumiyosi@gmail.com
HP: <https://osakacommunity.com/sumiyoshi/matsuri/>



【すみよし区民まつり特設ページ】

5. 広報について

出店時の写真・動画を広報等で使用することについて ☐ 了承する ☐ 了承しない

※ 裏面の誓約書を読んで承諾後、署名をお願いします。

誓約書

令和7年 月 日

住吉区制 100 周年記念すみよし区民まつり(第 51 回)実行委員会・住吉区役所 御中

私は「住吉区制 100 周年記念すみよし区民まつり(第 51 回)」の出展・出店・出演へ応募するにあたり、以下の事項について誓約します。

記

- ① 住吉区制 100 周年記念すみよし区民まつり(第 51 回)の趣旨を理解し、賛同します。
- ② 募集要項の記載事項を熟読し、その内容を理解したうえで遵守します。また、協議事項においても実行委員会の判断に従います。その際には、実行委員会に対していかなる損害賠償も求めません。
- ③ 出展・出店・出演にあたり発生した事故に起因する全ての事項については、出展・出店者が責任を持って解決し、実行委員会に一切の賠償などの請求は行いません。
- ④ 出展・出店・出演により出たゴミの処理については実行委員会の指導に従います。
- ⑤ 出展・出店・出演するにあたり、関係法令(大阪市公園条例等)を遵守いたします。
- ⑥ 会場内においては、事業の安全運営を第一に、実行委員会より指示があった場合は速やかに指示に従います。
- ⑦ 実行委員会と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- ⑧ 大阪市暴力団排除条例を遵守し、また、個人・団体のメンバーについては、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に挙げるいずれにも該当しません。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- 1: 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- 2: 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という)をした者
- 3: 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- 4: 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 5: 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- 6: 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

住所:〒

団体名・会社名・店舗名:

代表者名(役職):